

加賀市優良建設工事表彰要綱

平成17年10月1日

告示第16号

改正 令和3年3月31日告示第183号

令和7年4月28日告示第55号

(目的)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の施行に当たり、工事検査
評定が優良で他の模範となる工事を表彰することにより、適正な工事の施行と建設技術の向上
を推進し、併せて施工業者の建設意欲を高め、建設業の質的向上並びに育成及び発展に資する
ことを目的とする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、次に定めるところによる。

- (1) 表彰を行う年度の前年度に完成し、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)第154条
に規定する完成検査を受けた工事であること。
- (2) 実施設計額が、200万円以上の工事であること。

2 対象工事の表彰部門及び工種区分は、別表に定めるところによる。

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 工期を遵守し、かつ、施工の方法、技術、仕上がり等の出来形が優良な工事であること。
- (2) 検査評点が80点を超えて表彰部門ごとに最高点を取得した工事であること。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負をさせていない工事であるこ
と。
- (4) 創意工夫により品質の向上や、地域貢献などを図った工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施工業者は、対象としないものと
する。

- (1) 前条第1項に規定する工事で、第1次評点又は第2次評点のいずれかに40点未満の工事があ
る者
- (2) 前条第1項に規定する工事で、請負った全工事の検査評点平均が75点未満となる者
- (3) 表彰を行う年度及びその前2年度の間に完成した工事において、検査評点に70点未満の工

事がある者

(4) 表彰を行う年度及びその前3年度において、加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領(平成17年10月1日)の規定により指名停止を受け、又は建設業法の規定により監督処分を受けた者

(5) 前各号に掲げる者のほか、表彰を行うことが不適当と認められる者

3 表彰工事は、表彰部門ごとに1工事とする。ただし、施工件数が50件を超える工種区分においては、2工事とすることができるものとする。

(推薦)

第4条 検査担当課長は、各工種の工事ごとに選定し、前条に該当し表彰に値すると認められる工事があるときは、工事担当課長に推薦する旨を通知し、工事担当課長は当該工事の資料等を指定する日までに検査担当課長に提出するものとする。

(調査及び報告)

第5条 検査担当課長は、工事内容及び施工現地等を調査した上、その結果を加賀市請負等業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に報告するものとする。

(審議)

第6条 被表彰工事は、選考委員会で審議し、決定するものとする。

(表彰)

第7条 表彰は、優良建設工事を施行した業者に表彰状を授与して行う。

(公表)

第8条 被表彰工事は、市広報誌への掲載、報道機関への情報提供等により公表し、広く市民に周知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年9月30日までの間に、合併前の加賀市及び山中町において完了した工事に係る表彰については、別に定める。

附 則(令和3年3月31日告示第183号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の加賀市優良建設工事表彰要綱第3条第2項の規定は、施行日以後に着手する建設工事について適用する。

附 則(令和7年4月28日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の加賀市優良建設工事表彰要綱の規定は、令和7年4月1日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

表彰部門	工種区分
一般土木工事	土木一式工事、下水道工事
舗装工事	舗装工事
上水道工事	管工事(上水道)
建築工事部門	建築一式工事
電気設備工事	電気設備工事
機械設備工事	機械器具設置工事 管工事(設備)
造園工事	造園工事
特殊工事	その他工事